

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）	交換業府令

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>私は web3 システムの分散型オラクルと分散型クラウドストレージに注目しており、その web3 システムを構成する Plugin ノードと StorX ノードの運用を法人で事業化する予定です。</p> <p>ノードを構築する際、ネットワーク内で利用する暗号通貨をシステム運用 Web サイトでステーキングしなければいけません。</p> <p>今回の改正ではノード構築に用いるステーキングは期末時価評価課税の対象外になっておらず、事業化の障害になっています。</p> <p>法人による web3 システムのステーキングも期末時価評価課税の対象外にするよう、ご検討の程よろしくお願いたします。</p>	<p>貴社が行う「ステーキング」の詳細がいただいた内容だけでは明らかではないため、個別に判断し確たることを申し上げることはできませんが、改正後の交換業府令第 23 条第 1 項第 9 号に定める「移転制限」が付されている暗号資産であって、イまたは口の要件を満たすものについては、本改正案において規定する措置の対象となり、同号及び「移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則」（一般社団法人日本暗号資産取引業協会）に定めるところにより、暗号資産交換業者は情報提供及び公表を行う必要があります。</p> <p>なお、期末時価評価課税の対象外となる範囲については、法人税法及びその下位法令をご確認ください。</p>
2	<p>期末時価評価課税の対象外になるものは何でしょうか？例えばどのようなものがあるのでしょうか？対象外になるための要件のせいで意味の無い改正案に思っています。</p>	<p>改正後の交換業府令第 23 条第 1 項第 9 号に定める「移転制限」が付されている暗号資産であって、イまたは口の要件を満たすものについては、本改正案において規定する措置の対象となり、同号及び「移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則」（一般社団法人日本暗号資産取引業協会）に定めるところにより、暗号資産交換業者は情報提供及び公表を行う必要があります。</p> <p>なお、期末時価評価課税の対象外となる暗号資産の範囲については、法人税法及びその下位法令をご確認ください。</p>
3	<p>この内閣府令は、法人が所有する第三者発行の暗号資産について、期末の時価評価による未実現利益に対する法人税が非課税となるための手続きに関するものと存じます。</p>	<p>(1)につきましては、ビットコインを含め、暗号資産交換業者が日本国内にある者に係る暗号資産交換業において取り扱う又は取り扱おうとする暗号資産については、改正後の交換業府令第 23 条第 1 項第 9 号に定める「移転制限」が付されている暗号資産で</p>

	<p>意見は、下の2点をしっかりわかりやすく示していただきたいという点です。</p> <p>(1)暗号資産における基軸通貨的な役割を負うのがビットコインですが、それはこの場合の対象になるのか。</p> <p>(2)またビットコインが非課税の対象となるために、所有する法人はどのような手続きをする必要があるのか。</p> <p>法令特有の難解な言い回しによって、ユーザーに必要な情報が届かなくなるのは避けていただきたい。税制が今後どうなるのか今の段階だとよくわからず、またネット上に不確かな情報が拡散される事態を招いています。</p> <p>今回の税制改正によって何がどうなるのか、法人が今後の準備を進めるためにも、情報がわかりやすく周知される体制づくりをすみやかにお願いいたします。</p>	<p>あって、イまたは口の要件を満たす場合、本改正案において規定する措置の対象になります。</p> <p>(2)につきましては、「非課税」が指すものが必ずしも明らかではありませんが、期末時価評価課税の対象については、法人税法及びその下位法令をご確認ください。</p> <p>なお、改正後の交換業府令第23条第1項第9号に定める「移転制限」が付されている暗号資産であって、イまたは口の要件を満たすものについては、本改正案において規定する措置の対象になります。また、本改正案において規定する措置の対象となる場合、同号及び「移転制限が付された暗号資産の情報提供及び公表に関する規則」(一般社団法人日本暗号資産取引業協会)の定めるところにより、暗号資産交換業者は情報提供及び公表を行う必要があります。</p> <p>なお、情報発信に関するご意見につきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>1. 申告分離課税や損失の繰越控除の導入 2. 暗号資産交換時の課税撤廃 以上、2点よろしく申し上げます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今後の金融行政の参考とさせていただきます。</p>
5	<p>すべての他社発行の暗号資産に対して期末時価評価課税を廃止すべき 個人で持っている場合は売却して利益になった時のみ課税されるのに法人の場合は含み益で課税されるのはおかしい あといつになったら分離課税になるのか 早く20%にするべき。これでは日本はどんどん世界から遅れていくし海外流出も止まらなくなる</p>	
6	<p>仮想通貨市場では、現行の総合課税制度の下で取引が行われています。しかし、これにはいくつかの懸念点が存在します。例えば、利益の計算には実勢価格の変動を考慮する必要があり、取引所毎に価格が異なることから正確な計算が難しいという問題があります。</p> <p>このような問題を解決するために、分離課税制度の導入が望まれます。この制度を導入することにより、</p>	

	<p>利益の計算がより正確に行えるだけでなく、取引者の税務負担を公平かつ透明にすることができます。</p> <p>さらに、分離課税の導入によって国内の仮想通貨市場の発展を促進することも期待できます。分離課税制度の導入は投資家の利益を守ると同時に、市場に信頼性と透明性をもたらし、新たな投資の流入を促すことができるでしょう。</p> <p>金融庁の皆様には、仮想通貨市場の成熟と税制の改善を図るため、分離課税制度の導入を検討していただくことを強く要望いたします。これにより、市場の健全な発展と国内投資環境の向上を実現できると信じております。どうぞ、よろしく願い申し上げます。</p>	
7	<p>暗号資産のあり得ない位税金高すぎ</p> <p>コレじゃ売却出来ない</p> <p>株やFXと同じ位にして欲しい</p>	
8	<p>個人投資家の暗号資産の分離課税</p> <p>申告分離課税や損失の繰越控除</p> <p>暗号資産交換時の課税撤廃</p> <p>暗号資産の税金が高すぎです。</p> <p>税率高いから法定通貨に交換することができません。</p> <p>投資した人の資産を守ってください。</p> <p>政治家のみ裏金作りのはどうかと考えます。</p> <p>少ない給料から投資しているので一般国民の生活を守るのが国の仕事だと思います</p>	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・申告分離課税や損失の繰越控除 ・暗号資産交換時の課税撤廃 ・暗号資産の相続税 110% <p>やめてください</p> <p>これでは国民が移住して海外に逃げますよ</p> <p>いい加減にしてください</p>	
10	<p>まずは最低限分離課税へ。</p> <p>他国に比べて暗号資産に対する税金が高すぎる。世界一高いことを理解しているのでしょうか？</p> <p>ステーキングやレンディングの際、課税対処から外すべき。重複課税では？</p> <p>世界に追いついてほしい。</p> <p>情けない。みんな海外に出てしまってる。海外に金が行ってるの理解してますか？</p>	

11	<p>申告分離課税や損失の繰越控除と暗号資産交換時の課税撤廃をすべきです。</p> <p>現在、暗号資産周辺の税制は複雑怪奇であり、暗号資産が存在しなかった時代の法を無理やり当てはめており、ユーザーの不満が鬱積しています。</p> <p>簡素で分かりやすく、負担の少ない税制を求めます。</p>
12	暗号資産の分離課税緊急で宜しくお願いします。
13	<ul style="list-style-type: none"> ・申告分離課税や損失の繰越控除 ・暗号資産交換時の課税撤廃 ・ステーキング報酬など課税撤廃 ・日本円に交換した時のみに課税
14	<ul style="list-style-type: none"> ・申告分離課税や損失の繰越控除 ・暗号資産交換時の課税撤廃
15	<ul style="list-style-type: none"> ・申告分離課税 ・損失の繰越控除 ・暗号資産交換時の課税撤廃
16	<p>既に、暗号資産、ブロックチェーンの時代が間近に迫っています。</p> <p>日本はこの分野で強い力を発揮できる力がある。</p> <p>その為には迅速な税制改革が必要です。</p> <p>20%の分離課税か非課税に。</p> <p>事業所得には自社発行に関わらず含み益含み損には課税しない。</p> <p>そして日本国としてのポートフェリオにビットコインを含むべきと考えます。</p>
17	<p>一般個人からの意見です。</p> <p>課税は、日本円で取引所から出金した時が良いと思います。</p> <p>理由:DEFI、アービトラージ、自動売買などによる利益や損失で、年に数回の取引なら管理はできますが、1日に数十回、多い人は数百回、取引される人もいると思われますので、物理的に管理が非常に厳しい為。</p> <p>補足: defi、アービトラージ、自動売買は流動性を保つのに大きく貢献していると思われますので、是非税制にこれらの事を考慮した上で検討して頂ければと思います。</p>
18	私は人材紹介会社を営んでいます。

法人名義で暗号資産を保有しており、決済手段として暗号資産を利用しておりますが、2018 から 2023 年の 5 年間、現在の「時価法」「期末時価評価課税」について苦しんできました。

上場企業の株式と同様に扱って頂かなければ、含み益への課税という負担の重さに今後は耐え切れず、暗号資産の保有自体を断念せざるを得ない状況です。

さて

今回の、令和 6 年度税制改正大綱の 72 ページに以下のように記載されている

「譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産」とは、次の要件に該当する暗号資産をいう。

1 他の者に移転できないようにする技術的措置がとられていること等その暗号資産の譲渡についての一定の制限が付されていること。

2 上記 1 の制限が付されていることを認定資金決済事業者協会において公表させるため、その暗号資産を有する者等が上記 1 の制限が付されている旨の暗号資産交換業者に対する通知等をしていること。

こちらの 1,2 は適用外として頂き、上場株式と同様に原価法をして頂き、例外なく、含み益に課税することはないよう、新ルールを制定して頂けないでしょうか？

今後、我が国において web3 を浸透、進化させるために上記 1,2 は百害あって一利なしにしか感じません。